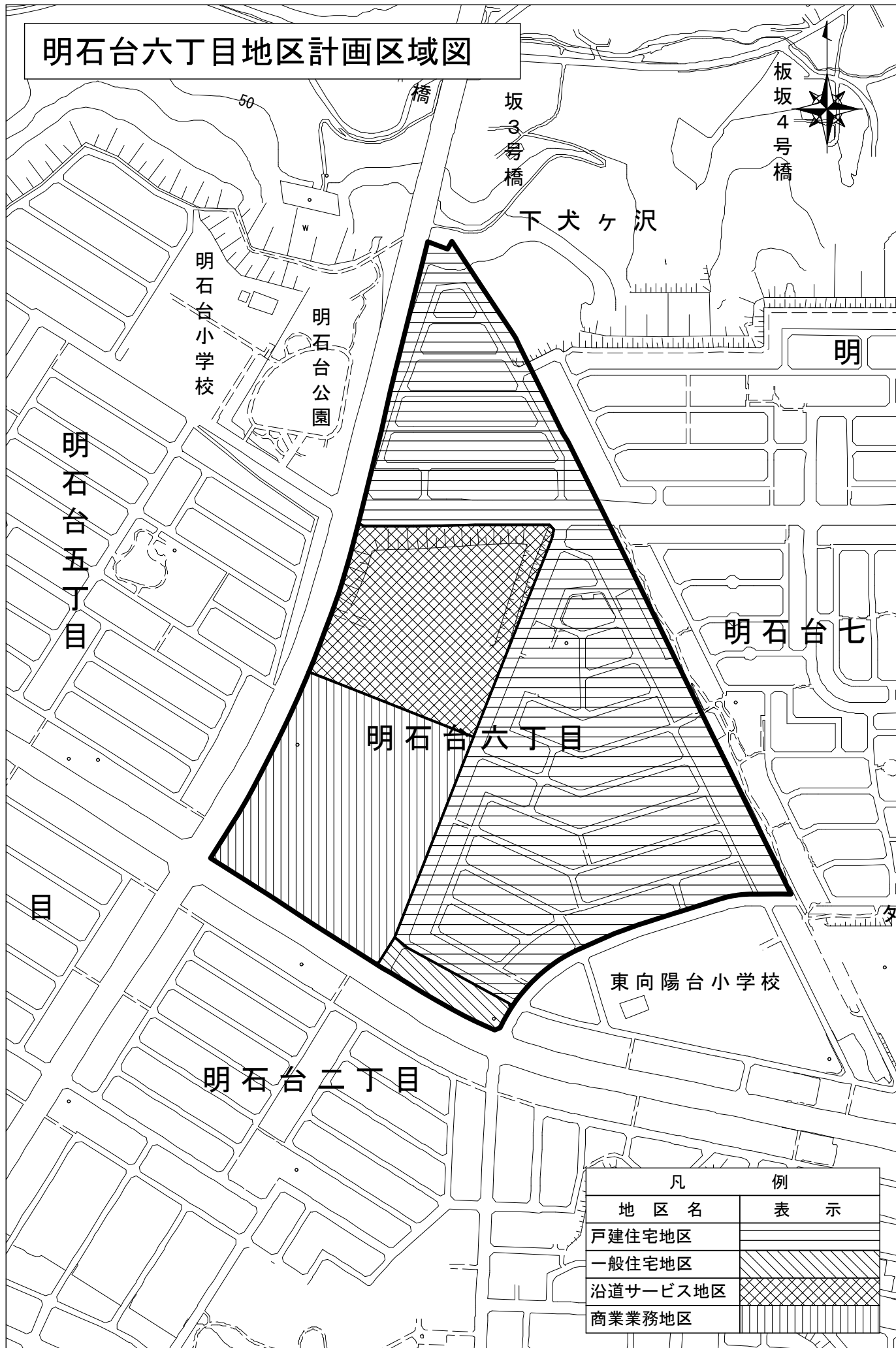


明石台六丁目地区計画

地区整備計画区域		商業業務地区	沿道サービス地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %		第二種住居地域(60・200)	第一種住居地域(60・200)
土地利用の方針		日常生活のサービスの拠点としての生活利便施設の立地を図る。	業務施設を主体とした施設の立地を図る。
まちづくり	建築物の用途 【建築できないもの】	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ホテル又は旅館 ・ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 ・カラオケボックス ・マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券売所等 ・学校(幼稚園、高等専門学校、専修学校等を除く) ・神社、寺院、教会その他これらに類するもの ・自動車教習所 ・単独車庫(附属車庫を除く) ・畜舎 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ホテル又は旅館 ・ゴルフ練習場、バッティング練習場 ・学校(幼稚園、高等専門学校、専修学校等を除く) ・神社、寺院、教会その他これらに類するもの ・自動車教習所 ・単独車庫(附属車庫を除く) ・畜舎
	敷地面積	1,000㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
	形態・意匠	屋外広告物は、落ち着いた色彩を使用した自己用のもののみとし、自己の敷地内に設置する。	
規制	かき又はさくの限	道路に面する部分に設けるかき又はさく ・生垣又は2.0m以下の透視可能なフェンス等とする。 ※人及び車両の進入部分を除く。 ※透視可能なフェンス等：透視率を均等に50%以上確保できるもの。	
—			

明石台六丁目地区計画区域図



凡 例	
地 区 名	表 示
戸建住宅地区	(White background with thin grid)
一般住宅地区	(Diagonal hatching)
沿道サービス地区	(Cross-hatch pattern)
商業業務地区	(Vertical hatching)